⑯　特別重点調査　本調査は、調査基準価格に満たない価格で入札を行った者のうち、その者の申し込みにかかる価格の積算内訳が入札説明書に示す金額に満たない者に対して行う。その際に、入札参加者にヒアリングを行い、入札参加者により契約内容に適合した履行がされないおそれがないかを厳格に確認する。

⑰　低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について　開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について（平成18年４月25日付け18農振第177号　農村振興局整備部長名）」に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

監督体制の強化等

①　施工体制の点検　施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。

②　下請け契約状況の調査　低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。

③　受注者側技術者の増員について　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、受注者は中国四国農政局管内直轄工事において、本入札公告を行った日から過去２年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者１名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

ア　工事成績70点未満の評定を通知された者

イ　発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。

ウ　品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは監督職員から書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

エ　自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

⑱　低入札価格調査対象工事について試行する対策

①　低入札価格調査対象工事について、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」で示す、次のア～ウの段階において、監督職員が文書により請負業者に改善を指示した場合、その回数に応じ②及び③に示す対策を講ずることとする。

ア　施工確認段階

イ　施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ　下請け契約状況調査における下請け支払いの実態把握段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

なお、上記ウについては、全ての下請け契約の支払いが完了するまでの間、調査を継続して実施する。

②　上記①に示す文書指示を受けた場合、指示を行った日から１年間にわたり、中国四国農政局管内で発注する、別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

ア　総合評価落札方式の場合　１年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50％マイナスする。

イ　公募型指名競争入札等の場合　１年間にわたり、当該企業の工事成績に係る評定（最大３点）を３点マイナスする。

③　上記①に示す文書指示の回数が２回に達した場合、本工事が完成検査に合格し完了するまでの間、中国四国農政局管内で発注する他の新規工事に係る入札参加を制限する。

ただし、対象工事が２箇年以上にまたがる工事については、文書指示が２回累積した日から１年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合には、その時点で、同様の措置を改めて講ずる。

④　本工事の工事成績評定点が65点未満の場合、評定通知日から１年間、上記②と同様の措置を講ずる。

⑤　低入札価格調査の対象工事となった場合、調査に要した日数は契約工期から減ずるものとし、契約締結時に契約工期を変更する。ただし、調査の対象とならなかった者が落札決定した場合は、契約締結の前に契約工期等について協議できるものとする。

⑲　申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

⑳　支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。

㉑　提出された申請書及び資料は、返却しない。

㉒　出来高部分払について　中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する場合がある。

㉓　詳細は入札説明書による。

6　Summary

(1)　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Makoto Kunihiro, Director General of Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration office

(2)　Classification of the services to be procured : 41

(3)　Subject matter of the contract : Construction works of the drainage tunnel No. D2 by Takase farmland prevention project

(4)　Time limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 12 : 00 A.M. 26 June 2013

(5)　Time limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 4 : 00 P.M. 23 August 2013, in case of submission by documents : 1 : 30 P.M. 26 August 2013, in case of submission by mail : 4 : 00 P.M. 23 August 2013

(6)　Contact point for tender documentation : Akihiko Watanabe, First Technical review Section, Design Division, Rural Infrastructure Department, Chugoku-Shikoku Regional Agricultural Administration office, 1―4―1 Shimoishii-Kitaku Okayama city Okayama prefecture 700―8532 Japan. TEL 086―224―4511 ex. 2625

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年５月27日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　橋場　克司

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　工事概要

(1)　品目分類番号　41

(2)　工事名　阿賀野川松浜特殊堤耐震対策工事（電子入札対象案件）

(3)　工事場所　新潟県新潟市北区松浜地先

(4)　工事内容

特殊堤耐震対策　Ｌ＝446.5m

地盤改良工（高圧噴射攪拌方式）

φ2000＝285本

Ｒ4000（揺動式）上杭改良＝125本

Ｒ4000（揺動式）下杭改良＝125本

鋼矢板対策工　Ｌ＝208.8m

仮設工　１式

(5)　工期　契約締結日の翌日から平成26年３月28日まで

(6)　工事の実施形態

１）本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。

２）本工事は、段階選抜方式における一次審査に係る競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出した者のうち、１次審査の審査評価点の合計が上位の者に限り、二次審査に必要な書面の提出を求める段階選抜方式の試行工事である。

３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。